

監査結果公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年度定期監査（前期）の結果について

平成25年12月25日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 岡本憲治

東かがわ市監査委員 楠田敬

第1 監査の内容

平成25年4月1日から平成25年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

特に、次の観点について、意を用いて監査した。

- ア 公民館等（次の「第2 監査の対象」に表示する公民館・交流プラザ・コミュニティセンター・クリーンセンターをいう。以下同じ。）で行われている事務処理及び管理運営が、東かがわ市条例、規則等に則って行われているかどうか。
- イ 公民館等において徴収される現金が適正に処理されているかどうか。
- ウ 公民館等における設備点検等について、適切な対応が執られているかどうか。

第2 監査の対象

部局名	所管課（室）及び公民館等名	
教育委員会事務局	生涯学習課	東かがわ市引田公民館、小海公民館、大内公民館、三本松公民館、誉水公民館、丹生公民館、交流プラザ、白鳥本町コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、福栄コミュニティセンター、水主コミュニティセンター、水主交流センター、丹生コミュニティセンター、五名コミュニティセンター、鈴竹コミュニティセンター、相生コミュニティセンター
市民部	環境衛生室	大内クリーンセンター

第3 監査の実施期間

平成25年10月11日（金）から平成25年10月22日（火）まで

第4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての正確性、合規性、効率性等に主眼をおき、行政監査的観点（法令遵守）も加味して実施した。監査に当たっては、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、各公民館等に出向き説明を聴取して実施した。

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

指摘及び改善を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。監査委員の意見については、後記の「第6 意見」のとおり付するものである。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に基づき、その旨を通知されたい。

1 指摘及び改善を求める事項

(1) 公民館・交流プラザ・コミュニティセンター個別事項

○ 引田公民館

(ア) 第1講義室の北側の事務室に隣接した室は、もともとは図書を置いてあった部屋ということだが、現在はそれが撤去され、室名を単に「講義室」、または「北講義室」と呼称し使用しているようだが、室名の表示を統一し室の使用（機能）の位置づけを明確にするようにしていただきたい。

○ 交流プラザ

(ア) 交流プラザ使用料のうち冷暖房使用時の加算がされているが、当該使用時間の確認のため、認定した職員の押印を措置するようにしたらどうか検討していただきたい。

(イ) 交流プラザ使用の予約後にキャンセルがあったときは、申し出の日付は記載されているが、それに加えて申出者の氏名を記入するようにしていただきたい。

(ウ) 交流プラザ使用許可申請書において、受付した後、交流プラザ職員が記載する欄では、減免の場合、「使用料」欄にその旨の記載がないものや、「使用時間」欄の時間数が空白のものも散見されたので記入漏れがないように注意していただきたい。

○ 白鳥コミュニティセンター

(ア) 白鳥コミュニティセンターは、平成24年度及び平成25年4月から8月までの間において、市内コミュニティセンターのうち最も利用者数が多い。建物も新しく、設備も充実しているようなので、今後とも建物の維持管理・清掃は十分に行うよう努めていただきたい。

○ 五名コミュニティセンター

(ア) 五名コミュニティセンターとして使用している建物は、旧五名小学校校舎・体育館であるが、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果報告がされていない。使用のほとんどが体育館であり旧校舎部分の使用頻度は低くとも、市においてコミュニティセンターとして設置しているのであるから、他のコミュニティセンターと同様に消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施した後、その結果を消防長または消防署長に報告するよう措置していただきたい。

○ 鈴竹コミュニティセンター

(ア) 元来、学校校舎として建築された建物を廃校後にコミュニティセンターとして活用している。こうした構造的なこともあるってか、物品を収納する場所が少ない。会議室内でも座布団が収納されずにそのまま置かれたりしている。適所に押入れや納戸のような収納するスペースを確保すれば、整理整頓がし易いと思われる所以、検討していただきたい。

○ 相生コミュニティセンター

(ア) 平成25年4月1日締結の市と相生ふるさと協議会との東かがわ市相生コミュニティセンター指定管理者基本協定書における管理物件の表示が、「(1)公有財産 相生コミュニティセンター、多目的研修センター、多目的ホール(旧相生小学校体育館)」と表記されているが、建物や広場、運動場、駐車場、通路などが入り交じっているため、指定管理物件を具体的に詳細に特定できるよう土地の表示と必要に応じて図面の貼付を行うよう検討していただきたい。

(イ) 指定管理者保管用のコミュニティセンター使用許可申請書において、使用料を免除しているにもかかわらず「使用料」欄の「免除」に丸印が囲まれていない申請書が一部見受けられたので書き忘れないようにしていただきたい。

(2) 公民館・コミュニティセンター共通事項

(ア) 東かがわ市立学校の施設開放に関する規則(平成15年東かがわ市教育委員会規則第24号)第3条に規定する学校施設使用許可申請書には、「受付番号」欄がないため記録簿の番号と照合しづらい。当該申請書様式に「受付番号」欄を設けたらどうかと思われる所以、検討していただきたい。

(イ) 鈴竹コミュニティセンター、五名コミュニティセンター及び白鳥本町コミュニティセンターには、敷地内、あるいは建物入り口にコミュニティセンターの名称の表示板が設置されていない。第三者にもわかるように当該名称の表示板の設置を検討していただきたい。

(ウ) 白鳥コミュニティセンター内には、「白鳥コミュニティセンター使用にあたっての注意事項」として9項目が掲示されている。これは利用者に対する注意喚起となると思われる所以、すべてのコミュニティセンターに同様な掲示を行うよう検討していただきたい。

(3) 大内クリーンセンター

(ア) 大内クリーンセンター敷地の南側のり面では、小規模ではあるが、のり面が崩れている部分が一箇所、見受けられた。崩れている箇所の上部は鉄筋を差し入れたコンクリートで補強され、また、のり面小段に設けた排水路で雨水排水ができるおり斜面崩落の危険性はないということだが、表面保護の必要性はあると思われる所以、のり面保護工を検討していただきたい。

(イ) 市民が粗大ごみ等を大内クリーンセンターへ直接搬入した場合、トラックスケールでの計量から粗大ごみ等の荷下ろし、再度の計量、手数料の納付まで比較的短時間で完了するとはいっても一連の作業等を伴う。直接搬入の利用者が施設内でトイレを使用する際には管理棟内のトイレを活用するということであるが、管理棟とは別に土足で利用できるトイレの施設を敷地内に設置してはどうか、検討していただきたい。

第6 意見

本市の予算執行の適正化及び運営の合理化、法令遵守等に資するため、次のとおり意見を付する。

特に意見を述べることが必要な公民館等についてのみ、個別に意見としてまとめた。

○ 小海公民館への意見

(ア) 小海公民館の利用者数については、市内の公民館のそれと比較して特に少なく、また、唯一、自主講座も開催されていない。利用状況は、毎年10月だけが利用者数が多くなっているが、これは祭事の稽古の場として利用されているためであり、こうしたことから公民館管理業務を行う臨時職員も配属されていない。利用実態等を勘案すれば公民館としての本来の役割や意義からして、その位置づけを今後検討しても良いのではないかと思料する。

○ 三本松公民館及び誉水公民館への意見

(ア) 三本松公民館は、市内の公民館・コミュニティセンターのなかで建築年次が最も古い昭和39年建築の鉄筋コンクリート造りの建物である。三本松公民館及び誉水公民館の利用者数（平成24年度及び平成25年4月から8月までの間）は、市内公民館の中でも小海公民館を除けば両者ともに少なく、自主講座の講座人数も小海公民館を除けば両者ともに利用者数と同様に少ない。今後、永続的に公民館としての機能を持ちながら設置していくのが良いのかどうか、利用実態や設置位置なども考慮に入れながら総合的な観点から検討を始めても良い時期にきていくように思われる。

○ 交流プラザへの意見

(ア) 交流プラザ使用許可申請書等関係書類においては、許可番号を優先的に整理しているようであるが、交流プラザ使用許可申請書に受付印（受付番号）を押印し受付順を重要視した関係書類の整理を検討してみてはどうかと考える。

(イ) 使用許可、使用料等の関係書類には、「交流プラザ使用許可申請書」、「交流プラザ有料使用許可申請書」、「使用料記録簿」及び「歳入関係綴」が備えられているが、使用料記録簿では手書き帳簿となっている。交流プラザは、利用者数、使用料収納額ともに市内の公民館のうち突出して最も多いことから、使用料記録等関係のコンピュータソフト等の導入検討など、事務のOA化を推進するよう検討したらどうかと思われる。

○ 白鳥本町コミュニティセンターへの意見

(ア) 白鳥本町コミュニティセンターは、白鳥中央公園の多目的広場の東側に位置し市民にはわかりづらい場所に位置する。利用の実態は、東かがわ市少年少女発明クラブ活動の拠点として使用されている。したがって利用者数は他のコミュニティセンターに比べ少なく、当該クラブの関係者に限られている。当該施設においては、コミュニティ活動などの促進が図れるよう検討していただきたい。

○ 五名コミュニティセンターへの意見

(ア) 五名コミュニティセンターのうち旧五名小学校校舎部分は、老朽化が進んでおり漏水か所も見受けられる。使用頻度は、年に1回程度、旧音楽室を使用する程度であるとのことであり、いわば倉庫としての機能のような現状となっている。旧校舎部分については、コミュニティセンターとしての機能について再検討してみてはどうかと考える。

○ 大内クリーンセンターへの意見

(ア) 大内クリーンセンターの施設内は、場内清掃が十分行き届いており衛生管理に努められているようなので、今後とも安全衛生面にも十分注意を払いながら適正な施設運営に努めていただきたい。

資料1

東かがわ市公民館・交流プラザ月別利用者数一覧表

(単位:人)

平成24年度

区分	引田公民館	小海公民館	大内公民館	三本松公民館	誉水公民館	丹生公民館	交流プラザ	計
平成24年4月	1,416	15	956	216	271	826	4,738	8,438
5月	1,688	15	1,169	344	576	918	5,459	10,169
6月	1,279	30	1,631	445	417	846	5,898	10,546
7月	1,368	15	1,213	481	663	1,409	6,257	11,406
8月	1,157	15	1,283	331	618	953	5,110	9,467
9月	1,577	15	2,281	462	1,457	2,185	5,530	13,507
10月	2,388	435	2,232	408	749	1,034	6,628	13,874
11月	1,544	15	1,184	496	600	1,018	7,490	12,347
12月	2,045	15	961	1,138	1,462	1,738	5,903	13,262
平成25年1月	1,673	15	1,010	513	488	827	4,053	8,579
2月	2,575	15	1,317	423	1,023	1,190	5,321	11,864
3月	1,662	15	2,552	469	1,337	1,149	8,634	15,818
合計	20,372	615	17,789	5,726	9,661	14,093	71,021	139,277
4~8月小計(再掲)A	6,908	90	6,252	1,817	2,545	4,952	27,462	50,026

平成25年度

区分	引田公民館	小海公民館	大内公民館	三本松公民館	誉水公民館	丹生公民館	交流プラザ	計
平成25年4月	1,270	18	961	321	270	761	5,173	8,774
5月	1,609	18	1,162	369	399	653	7,203	11,413
6月	1,427	18	1,320	593	330	766	4,472	8,926
7月	2,026	18	1,526	1,348	988	1,942	5,638	13,486
8月	1,412	18	1,543	361	354	529	5,531	9,748
合計B	7,744	90	6,512	2,992	2,341	4,651	28,017	52,347
比率(%) B/A × 100	112.1	100.0	104.2	164.7	92.0	93.9	102.0	104.6

資料2

東かがわ市コミュニティセンター月別利用者数一覧表

平成24年度

(単位:人)

区 分	白鳥本町コミセン	白鳥コミセン	福栄コミセン	水主コミセン	水主交流センター	丹生コミセン	五名コミセン	鈴竹コミセン	相生コミセン	計
平成24年4月	0	415	202	135	80	151	0	195	614	1,792
5月	19	449	327	72	85	51	60	252	379	1,694
6月	43	1,316	398	110	50	152	0	223	434	2,726
7月	44	522	373	104	58	265	20	207	344	1,937
8月	59	383	366	10	225	342	154	208	330	2,077
9月	41	413	542	333	248	248	30	192	1,008	3,055
10月	37	566	708	354	175	60	60	248	1,648	3,856
11月	37	632	1,011	305	103	75	227	182	432	3,004
12月	38	1,016	926	150	511	110	0	174	444	3,369
平成25年1月	33	531	831	22	93	30	0	179	442	2,161
2月	36	475	388	70	78	60	0	168	648	1,923
3月	23	617	679	183	102	85	0	182	401	2,272
合 計	410	7,335	6,751	1,848	1,808	1,629	551	2,410	7,124	29,866
4~8月小計(再掲)A	165	3,085	1,666	431	498	961	234	1,085	2,101	10,226

注 各コミュニティセンターの名称(「水主交流センター」を除く。)は、「コミュニティセンター」を「コミセン」と略記している。

平成25年度

区 分	白鳥本町コミセン	白鳥コミセン	福栄コミセン	水主コミセン	水主交流センター	丹生コミセン	五名コミセン	鈴竹コミセン	相生コミセン	計
平成25年4月	0	711	299	172	173	60	0	169	609	2,193
5月	0	567	449	34	146	198	0	212	264	1,870
6月	83	1,279	447	84	288	110	0	174	575	3,040
7月	45	1,015	864	148	112	403	20	182	685	3,474
8月	88	376	745	15	219	355	0	169	410	2,377
合 計 B	216	3,948	2,804	453	938	1,126	20	906	2,543	12,954
比率(%) B/A×100	130.9	128.0	168.3	105.1	188.4	117.2	8.5	83.5	121.0	126.7

注 各コミュニティセンターの名称(「水主交流センター」を除く。)は、「コミュニティセンター」を「コミセン」と略記している。

資料3 予算執行状況(1)歳入

平成25年9月5日電算取得データ

(単位:円、%)

年度	所属名称	区分				A 予算現額	B 調定額	C 不納欠損額	D 収入額	D=B-C-D 収入未済額	B/A 調定/予算	D/A 収入/予算	D/B 収入/調定	
		会計款	会計項	目	目名称									
25	環境衛生室	01	12 01 02	衛生使用料	03	クリーンセンター 使用料	35,000	0	0	0	0	0.00	—	
25	環境衛生室	01	12 02 02	衛生手数料	01	塵芥手数料	46,680,000	18,275,800	0	14,808,000	3,467,800	39.15	31.72	81.03
25	環境衛生室	01	19 04 01	雑入	03	衛生費雑入	1,477,000	579,797	0	579,797	0	39.26	39.26	100.00
25	生涯学習課	01	12 01 06	教育使用料	03	社会教育使用料	2,986,000	2,651,800	0	2,618,400	33,400	88.81	87.69	98.74
25	生涯学習課	01	15 01 01	財産賃付収入	02	建物賃付収入	0	351,434	0	141,434	210,000	—	—	40.24
25	生涯学習課	01	15 01 01	財産賃付収入	03	財産管理使用料	674,000	218,635	0	218,635	0	32.44	32.44	100.00
25	生涯学習課	01	19 04 01	雑入	06	教育費雑入	1,849,000	1,170,678	0	1,165,513	5,165	63.31	63.03	99.56
25	生涯学習課	01	19 04 01	雑入	07	諸費雑入	443,000	179,625	0	179,625	0	40.55	40.55	100.00

資料3 予算執行状況(2)歳出

(単位:円、%)

年度	区分	所属名称	会計款項	会計項目	分		A 予算現額	B 負担行為額	C 支出額	D=A-B 配当残額	E=A-C 予算残額	B/A 負担/予算	C/A 支出/予算
					A 予算現額	B 負担行為額							
25	0	環境衛生室	01	04 02 02	塵芥処理費		475,345,885	255,644,334	164,296,473	219,701,551	311,049,412	53.78	34.56
25	² 緑越 明許 證明	環境衛生室	01	04 02 02	塵芥処理費		90,096,000	0	0	90,096,000	90,096,000	0.00	0.00
25	0	生涯学習課	01	10 05 02	公民館・コミュニティセンター費		185,487,000	32,875,522	19,592,660	152,611,478	165,894,340	17.72	10.56
25	0	生涯学習課	01	10 05 07	交流プラザ費		27,603,000	17,424,561	12,847,554	10,178,439	14,755,446	63.13	46.54
25	² 緑越 明許 證明	生涯学習課	01	10 05 02	公民館・コミュニティセンター費		243,719,000	220,039,200	12,265,200	23,679,800	231,453,800	90.28	5.03